

## 上田市教育委員会 6 月定例会会議録

### 1 日 時

平成 21 年 6 月 24 日 (水)

午後 2 時 35 分から 3 時 45 分まで

### 2 場 所

上田市教育委員会(やぐら下庁舎) 2 階会議室

### 3 出席者

#### 委 員

委 員 長	西田 不折
委員長職務代理者	金子 泰子
委 員	生田千鶴子
委 員	春原 秀一
教 育 長	小山 壽一

#### 説 明 員

小市教育次長、廣川教育参事、小野塚教育総務課長、中村学校教育課長、原澤生涯学習課長、中部文化振興課長、細川体育課長、清水丸子地域教育事務所長、荒井真田地域教育事務所長、伊藤武石地域教育事務所長、金井丸子学校給食センター所長、掛川上田市民会館長、土屋上野が丘公民館長

<協議事項>

- 1 神科小学校屋内運動場改築事業について  
資料1により小野塚教育総務課長説明

春原委員

工事車両の出入口はどうか。

小野塚教育総務課長

プールの南側が主な工事作業の出入口となる。建設時は子ども達が入らないよう  
囲いをするなど配慮する。

全委員 了承

- 2 学校における携帯電話の取扱い等について  
資料2により中村学校教育課長説明

生田委員

内容をみると大人の目線で書かれている。何故携帯電話を原則持込み禁止にしな  
ければならないかであるが、一つは学校サイドの問題で授業中に電話が鳴ったりマ  
ナーモードの振動音が周りに迷惑を掛けること。もう一つは個人的な問題でネット  
上の苛め、ブログ・プロフ等自分の情報が流出することによる苛め、出会い系サイ  
トの問題等に繋がることである。

もう少し子どもの目線で考えたらどうか。何故携帯電話を持ちたいのかを考えると、  
大人の場合は電話をするためであるが、子どもの場合にはメールやサイトが主で  
ある。出会い系サイトがいけないと分かっているがら入ってしまう子ども達の思い  
は、家庭内や友達同士の繋がりを感しない孤独感からくるものである。ユニセフの  
調査で15歳の子ども達に孤独を感じるか調査したところ日本が断トツ1位だった。  
その率は、1位の日本が約30%、2位は10%であった。家で会話がな分サイトで自  
分に気持ちのよい言葉、自分を認めてくれる言葉を言われれば、悪いと判りながら  
フラフラいってしまう現状というのが根底にある。持ってきてはいけない、だけで  
は解決にならない。

地域、学校保護者にネットの怖さ等の講習会をしたようだが昨年は何回位行なっ  
たか。

## 廣川教育参事

出前講座は、昨年6回で指導主事が各学校の児童生徒、保護者に講習会を開き、夏休みには教職員対象のセキュリティー研修会を開いた。昨年末の校長会で指導主事が是非各学校でと呼び掛けたこともあり、今年は既に予約が6件入っている。対象は学校ばかりではなく自治会、保護者、PTAの人権教育部会等でも計画している。また、昨年同様夏休みに教職員を対象とした講習を行う予定である。

## 生田委員

昨年が6回で今年度も6件申し込みがあるが小・中学校は合わせて36校ある。子ども達に携帯の怖さを教える機会をもっと増やす必要がある。怖さだけでなく孤独感を感じている子ども達がこんなに多いということを保護者に理解していただき、家庭でのコミュニケーションの必要性を考えてもらいたい。資料の中に「特に約束ごとはない」が中学生は31%あり、これは大きい数字だと思う。家庭でコミュニケーションがなく孤独を感じているのではないか。自分は大事なんだ、大事な自分を守るために有害サイトには入らない、と思える家庭の環境作りをすることが必要である。そのために保護者の力が不可欠であり、携帯の問題を理解してもらうことが必要である。

本年度、各学校でどれだけ携帯の取扱いに関する講座等を設けてくれるのか後で知りたい。

## 金子委員

信州民報に上田市マルチメディア情報センターの斉藤史郎さんが携帯電話について10回ほど書いていたが、一般の大人の知らない子どもの携帯使用の実態をよく知っていると思った。

資料2(3)にある「児童生徒の主体的な参加」が今後大事になってくると思う。講習を受けることも大事であるが、自分達の言葉で実際に経験したことを話し合うということをしなければ、たとえ学校への持込みを禁止しても家に帰れば携帯電話はあるのだからいくらでもできる。携帯を使いたいじめに繋がる根本的な問題を解決するためにも、子ども同士が主体的に話し合う場を作ってほしい。資料の中に「例えば」というような形で子ども達が話し合った内容を形として残せるとよい。いずれは自分達で使いこなしていかなければならない道具なのでそれぞれが実年齢に応じた立場で自分達の言葉で考え、発信していけるような学習の時間を設けてほしい。

## 春原委員

思春期の子どもが携帯やインターネット端末に向かっていくことを踏まえた学

校の指導、家庭の指導を「いけない」という禁止事項の押し付けではなく、子どもたちのものの考え方、あるいは将来に向かって悩み、励んでいるその辺りから解いていかないと納得できないと思う。

また、携帯を使った犯罪、トラブル、事故等をみると保護者が携帯に対する危険感をあまり持っていない。そこに原因があると思われる。そんな意味で保護者と連携していく時に、家庭でどんなルールやマナーに触れればいいのかご理解いただけない保護者もいると思う。学校としては、「こんなルールを決めている」といった事例を多くの保護者に伝える必要がある。もう1点は市教委として広報等で一般の方に考えてもらえるようなシステムができればいい。

#### 生田委員

「やむを得ない事情がある場合」の所であるが、例外の項目をしっかりと設けないと校長先生方の中でも捉え方が違ってしまう。

#### 中村学校教育課長

5月の校長会で何校かの先生から話があった。心臓病の子、学区外通学の子も等はやむを得ず持っているということである。基本的に持込みを許可していないという学校もあった。本来は禁止しているが登下校時の安全・安心の確保、健康にかかわる事情等の緊急な連絡先ということで例をあげさせてもらったが、これ以外にも必要な場合がでてくると思う。この基本方針を踏まえて各学校で判断してほしいと考えている。各学校の事情、地域の事情等もあり全てを示すのは難しい。

#### 春原委員

4月の検討会の折に上田市小中学校生徒指導委員会の資料で、有害サイトにアクセスしたことがある中学生は4.1%、小学生は2.2%とあった。各学校でこのデータをどう受け止め、どう指導しているのか気になった。有害サイトは子ども達を引っ張り込む危険性があるため学校と家庭でステップを踏んで理解を深めてほしい。

#### 中村学校教育課長

携帯の持込みを禁止している学校に聞いてみたが、学校だより、入学説明会、学級懇談会、PTAの場、研修会等いろんな場で保護者に説明しているということである。

#### 小山教育長

通知を出したから全てよいという訳ではない。従来もさまざまな形で通知してきたが実態としてはこのようなことが起きている。そういう中でこの通知をあらため

て出す。例外的に認める場合について、5月の校長会では2つ事例が出された。1つは通学外からの通学、もう1つは病気の場合である。この2つだけで済むかというはまだ他にもでてくる可能性はある。今後生徒指導係の会、教頭会、校長会等で学校の実態を出し合ってもらい検討していく。先ほど生田委員から出された件は、子ども達の今置かれている状況についてという大きな問題であり、本件に限らないことであるので携帯電話と切り離して考えていかなければならない。

2(3)で子ども達が主体的にルールやマナーを考えるとという指導については今後も引き続き行う。学校・家庭・地域が連携してどう取り組んでいくのかという点については、学校への持込みを禁止したから済むという問題ではない。各家庭で話し合ってもらおう。その際には例示集を出したり広報うえだ等を使って啓発活動を行うなど様々な取組み、手段が必要と考えている。

#### 西田委員長

別紙の「やむを得ず携帯電話の持込みを認める場合は、取扱いのルールを定める。」とは学校毎にという前提か。

#### 中村学校教育課長

各学校の実状があるので、基本方針を踏まえて各学校で決めてくださいということである。

#### 西田委員長

最低これは盛り込んでほしい、これは望ましいというようなガイドライン、概要のようなものができないか。

#### 小山教育長

1(2)の「やむを得ない事情がある場合等」で示しているとおり、例外的に学校への携帯電話の持込みを認める場合は、校内での使用を禁止したり、校内では学校が預かるというのが原則である。従ってスイッチは切る。できれば担任・教頭先生等が責任を持って預かるのがよい。心臓病等の子の心配はあるが、学校へ預けるのが基本である。

#### 生田委員

校長先生の考えに温度差がある。学校の実状より校長先生の考え方によって変わってくる可能性がある。ある程度の枠組みはしっかりしておかないといけない。今までも持ち込み禁止となっていたのに持込みが禁止されていない現状がある。学校にお任せでは変化がない。

先ほどの斉藤さんの話を聞く機会があった。サイトに入って傷つくのは子ども達である。どうやって救ったらいいのか。と質問をした。子ども達は、例え携帯を取り上げてもパソコンであつたり通信可能なゲーム機であつたり何か抜け道を探し出す。子どもが“自分は大事だ、大事な自分を傷つけない、危険な目に遭わせるような事をしてはいけない。”と思えるようにならなければ駄目だ。という答えであつた。

各校最低1回、できれば複数回講座を設けてほしい。都合で出られない保護者には出前講座等で対応してほしい。保護者の間で話題に上るよう興味を持ってもらうように務めてほしい。

#### 廣川教育参事

各学校でも警察を呼んだりして研修会等対応策を練っている。また、生徒指導の委員会で携帯の調査をして、それを各学校に持ち帰り対応をしている。夏休みの職員研修会の中で、情報モラルについては全職員が同じ立場に立って聞き、子どもへの指導を行っている。地域で保護者を含めた研修会を持つことは大切と考えている。

携帯の持込の件であるが、やむを得ない事情があるとして認めている中学校が5校、全面禁止をしている中学校が6校である。認めている5校の対応は、教頭、教務主任、生徒指導係で預かるが3校、担任が預かるが3校である。重複している学校があるので6校になるが各校とも必ず預かっているのが現実である。

#### 西田委員長

ルールづくりを学校に任せて責任を全て学校にというのはどうかとも思うし、特色を持ちながら地域に合せたルールを作ることもひとつだとも思う。

#### 中村学校教育課長

情報教育指導主事の出前講座のほかに斉藤さんに行ってもらっている出前講座もある。各学校で何らかの形で研修を行っていききたい。

#### 西田委員長

この分野の科学技術の速度は速いのでむしろ上手に使うことを教えるのが大切だと思う。親がどれだけきちんとした使い方を認識して子どもに伝えられるかによる。文明の利器を上手に使える子ども達になってほしい。先程広報等で周知とあつたが具体的にはどうか。

#### 中村学校教育課長

今後広報うえだ、ホームページ等で周知を図りたい。ガイドラインについては、

各学校へ方針を示した後にご意見をお聞きしながら対応をしていきたい。

全委員 了承

- 3 上田市児童館条例及び上田市放課後児童クラブ条例中一部改正について  
資料3により伊藤武石地域教育事務所長説明

西田委員長

ピーターパンの命名の由来は何か。

伊藤武石地域教育事務所長

従来武石村の場合は、児童クラブの運営を保護者が行っていた。その後に放課後児童クラブは市町村がやるものとして市が受け継いだという経過がある。保護者が運営している時から“ピーターパン”という名を付けていた。また、建物の名称もピーターパンとなっている。

全委員 了承

報告事項

- 1 第13回上田城跡能の開催について  
資料4により中部文化振興課長説明

西田委員長

今年の2月に野村萬斎さんのお父さんと話す機会があった。上田には強い印象があるというお話をいただいた。

- 2 行事共催等申請状況について  
資料5 - 1により中村学校教育課長説明

生田委員

受付番号5の「ココロの授業」は何時から何時までか。

中村学校教育課長

後ほどお答えする。

金子委員

6 番の「伝統文化子ども教室事業 子ども教室 in 上田」はシリーズか。

中村学校教育課長

確認させていただく。

中村学校教育課長

資料 5 - 1 の 5 番「ココロの授業」公開授業は 12 時半からで、木下先生の講演会は 14 時 10 分からである。12 時半から 13 時 55 分までが情報ビジネスの比田井先生の講演会、14 時 10 分から 15 時 45 分までが木下先生の講演会、15 時 55 分から 16 時 40 分までが木下先生と比田井先生の対談となっている。

T O S S の関係はシリーズものである。第一回目が 6 月 21 日、7 月から 1 月までは第 4 金曜日に開催される。1 月、2 月は日程未定である。

資料 5 - 2 により原澤生涯学習課長説明

資料 5 - 3 により中部文化振興課長説明

資料 5 - 4 により細川体育課長説明

### 3 その他

西田委員長

体育課の関係で、河川敷にラグビー場があるがその利用度を知りたい。管理はどこかに委託しているのか。

細川体育課長

芝生グラウンドのみの状況ではないが上堀の河川敷グラウンド全体では、平成 19 年度約 50,000 人、20 年度約 65,000 人でかなり増えた。芝生グラウンドの影響も大きかったと考えている。サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ等に利用されている。芝の管理は業者に委託しているが、その他は市の直営で管理している。

西田委員長

使用許可はどこで出すのか。

細川体育課長

城跡公園の体育館で行なっている。

西田委員長

立派な施設なので有効に使ってほしい。

以上で6月定例会を終了する。